

立川市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月18日

提出者 立川市長 酒井大史

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定による。

立川市公園条例の一部を改正する条例

立川市公園条例（平成13年立川市条例第10号）の一部を次のように改正する。  
 次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

| 改正後                |                         | 改正前         |                  |
|--------------------|-------------------------|-------------|------------------|
| 別表第2（第3条関係）        |                         | 別表第2（第3条関係） |                  |
| 名称                 | 位置                      | 名称          | 位置               |
| ……略……              | ……略……                   | ……略……       | ……略……            |
| 立川市上砂五西第二公園        | 立川市上砂町5丁目75番地の21        | 立川市上砂五西第二公園 | 立川市上砂町5丁目75番地の21 |
| <u>立川市上砂五西第三公園</u> | <u>立川市上砂町5丁目75番地の56</u> |             |                  |
| ……略……              | ……略……                   | ……略……       | ……略……            |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



